





平成26年10月20日

「社会保険・資格取得時の本人確認事務の変更」

平成26年10月より、マイナンバー(個人番号)の導入に向けた取り組みとして、日本年金機構では、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録することとなりました。このため、基礎年金番号を事業主の方において確認できない場合については、資格取得届に住民票上の住所の記入が必要となりました。

資格取得をする人

→ 基礎年金番号がある	→ 資格取得届に基礎年金番号を記入		
→ 基礎年金番号がない	→ 運転免許証等により本人確認		
	→ 住民票上の住所以外に郵便物の届く住所があるか？		
	いいえ	被保険者住所欄に住民票の住所を記入	「資格取得届」と 「年金手帳再交付申請書」を提出
	はい	被保険者住所欄に郵便物の届く住所を記入 備考欄に住民票の住所を記入	

★平成26年10月1日受付分からの取扱い

- ・基礎年金番号を事業主の方において確認できない場合は、本人確認のうえ記入する住民票上の住所をもとに日本年金機構で住民基本台帳ネットワークシステムへ本人照会をし、確認をします。今後とも事業主の方は運転免許証等で本人確認をする必要がありますが、備考欄への確認結果の記入は省略します。
- ・日本年金機構にて本人確認ができなかった場合、資格取得届等は一旦返されることとなります。
- ・本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

「ローマ字氏名届」の提出が始まりました。

平成26年10月から、外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届等を提出する際には「ローマ字氏名届」の提出も合わせて必要になりました。

これまでの手続き	厚生年金保険被保険者資格取得届等 + アルファベット氏名(変更)届(外国籍の方について任意提出)
↓↓	↓ ↓
平成26年10月からの手続き	厚生年金保険被保険者資格取得届等(※) + ローマ字氏名届(外国籍の方について原則全員提出)

(※)他に厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届が対象となります。

★届出の留意事項

- ①届出には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- ②届出後も、機構から送付する通知書や健康保険被保険者証はカナ氏名で表示されます。
- ③既に被保険者である外国籍の方についても、ローマ字氏名届の提出にご協力をお願いします。

過労死等防止対策推進法の施行期日は11月1日です。

「事務所だよりNo.154」でお知らせしました、「過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令」と、「過労死等防止対策推進協議会令」が、平成26年10月14日、閣議決定されました。

これにより、今年の通常国会で成立した「過労死等防止対策推進法」の施行期日は、11月1日となりました。政府は、この法律に基づき、過労死などの防止対策を効果的に推進するための大綱を作成していきます。